

原子力災害時における広域避難に関する  
避難者受入れに係るガイドライン  
(県外避難)

平成 30 年 3 月

島 根 県

## 目 次

1. 基本的事項	2
(1) 目的	2
(2) 前提	2
(3) 体制等	2
(4) 国・県等の支援等	2
(5) ガイドラインの実効性向上及び更新	2
(6) 避難の対象地域及び避難先地域	3
1) 岡山県	3
2) 広島県	4
2. 事前対策	5
(1) 情報の収集・連絡体制等の整備	5
1) 情報の提供と連絡体制の確立	5
2) 避難元と避難先との連絡体制	5
3) 関係者間の情報共有及び支援体制	6
(2) 避難者受入体制の整備	6
1) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所	6
2) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の開設・運営のための体制の確保	6
3) 基礎的情報の提供	6
4) 食糧及び生活必需品、避難経由所からの移動手手段等の確保・供給のための体制の整備	6
5) 避難退域時検査及び簡易除染	7
6) ボランティアとの連携	7
3. 原子力災害時等の対応	8
(1) 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置	8
1) 原子力災害対策指針に基づくEALの考え方	8
2) 原子力災害対策指針に基づくUPZの防護措置の考え方(OIL)	9
(2) 情報の収集・連絡、緊急連絡	10
1) 情報の収集	10
2) 避難元と避難先との連絡調整	10
3) 関係者間の情報共有及び支援	10
(3) 避難者受入活動	10
1) 避難の方法	10
2) 避難者受入手順	11
3) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の管理・運営主体	13
4) 避難経由所の運営	13
5) 避難所の運営	14
6) 広域福祉避難所の運営	15
7) 食糧及び生活必需品等の確保・供給	15
8) 避難所等の運営に関する業務の委託	16
9) 相談窓口の設置	16
(4) 費用負担	16
4. 避難所の運営・管理及び撤収	17
用語解説	18

## 1. 基本的事項

### (1) 目的

本ガイドラインは、中国電力(株)島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の事故による原子力災害時において、松江市、出雲市、安来市及び雲南市（以下「避難元市」という。）の地域の住民に避難等の指示が出され、島根県及び避難元市が定める「広域避難計画」に基づき避難先となる岡山県及び広島県（以下「避難先県」という。）の関係市町村（以下「避難先市町村」という。）に広域避難する場合に備え、島根県からの要請を受ける避難先県及び避難先市町村が、当該避難者の受入れを円滑に行うための体制及び対応を整えることができるよう、必要な事項を示し、関係者間において認識を共有することを目的としています。

### (2) 前提

島根県は、原子力災害時に、避難先県を通じて避難先市町村に対して避難者の受入れを要請し、避難先県は、避難先市町村が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除いて、避難先市町村と連携して避難者の受入れを行うものとしします。

本ガイドラインでは、避難者を受け入れる際において、体制を最も強化する必要がある事故発生以降、避難開始後1週間から10日間程度までに想定される対応を中心に示します。

なお、避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県、避難元市は避難住民が避難先から賃貸住宅、仮設住宅、社会福祉施設等へ避難後概ね6ヶ月以内（重度の避難行動要支援者等は概ね1ヶ月以内）に移転できるようにすることとしています。

### (3) 体制等

避難者の受入れにあたっては、避難先県、避難先市町村において円滑な受入れが可能な体制をとり、受入れに伴い必要となる対応を行うこととしします。

なお、東日本大震災の避難者を受け入れた自治体においては、支援対策本部、災害復旧支援対策本部などを設置した事例があります。

### (4) 国・県等の支援等

避難先市町村が、受入れに伴い必要となる対応を行う場合において、民間事業者への委託等を活用しても体制が十分確保できない場合には、避難先県に支援要請を行うものとしします。

当該要請を受けた避難先県は速やかに支援を行い、支援体制を十分に確保できない場合は、島根県とも協議の上、国又は避難先県内他地域等への応援要請の検討を行うものとしします。

### (5) ガイドラインの実効性向上及び更新

島根県、避難元市、避難先県及び避難先市町村は本ガイドラインの習熟や課題の抽出に取り組みます。

また、国内外の原子力防災対策の取組等により新たな知見が得られた場合には、島根県が、関係自治体等の意見も聞きながら、対応を検討し、本ガイドラインに反映していきます。

(6) 避難の対象地域及び避難先地域

1) 岡山県 (27 市町村、101,090 人)

避難元市名	避難先市町村名	受入人数
松江市 (UPZ)	岡山市	25,340
	倉敷市	11,340
	玉野市	2,020
	笠岡市	2,500
	井原市	3,020
	総社市	4,020
	高梁市	6,060
	新見市	6,090
	浅口市	1,420
	早島町	660
	里庄町	650
	矢掛町	1,730
	吉備中央町	410
	13市町	65,260

安来市 (UPZ)	津山市	10,960
	備前市	2,790
	瀬戸内市	3,880
	赤磐市	4,265
	真庭市	3,960
	美作市	2,530
	和気町	1,780
	新庄村	50
	鏡野町	1,560
	勝央町	1,010
	奈義町	920
	西粟倉村	50
	久米南町	555
	美咲町	1,520
14市町村	35,830	

2) 広島県 (22 市町、171,370 人)

避難元市名		避難先市町名	受入人数
松江市 (UPZ)	→	尾道市	12,900
		福山市	22,600
		府中市	6,630
		庄原市	6,890
		神石高原町	2,190
		5市町	51,210
出雲市 (UPZ)	→	広島市	47,600
		呉市	18,250
		大竹市	450
		廿日市市	6,550
		安芸高田市	5,550
		江田島市	250
		府中町	1,600
		海田町	700
		熊野町	1,350
		坂町	1,600
		安芸太田町	500
		北広島町	3,350
12市町	87,750		
雲南市 (UPZ)	→	竹原市	1,980
		三原市	8,530
		三次市	6,200
		東広島市	13,060
		世羅町	2,640
		5市町	32,410

※ 人数は、平成 27 年 8 月 31 日現在。

## 2. 事前対策

### (1) 情報の収集・連絡体制等の整備

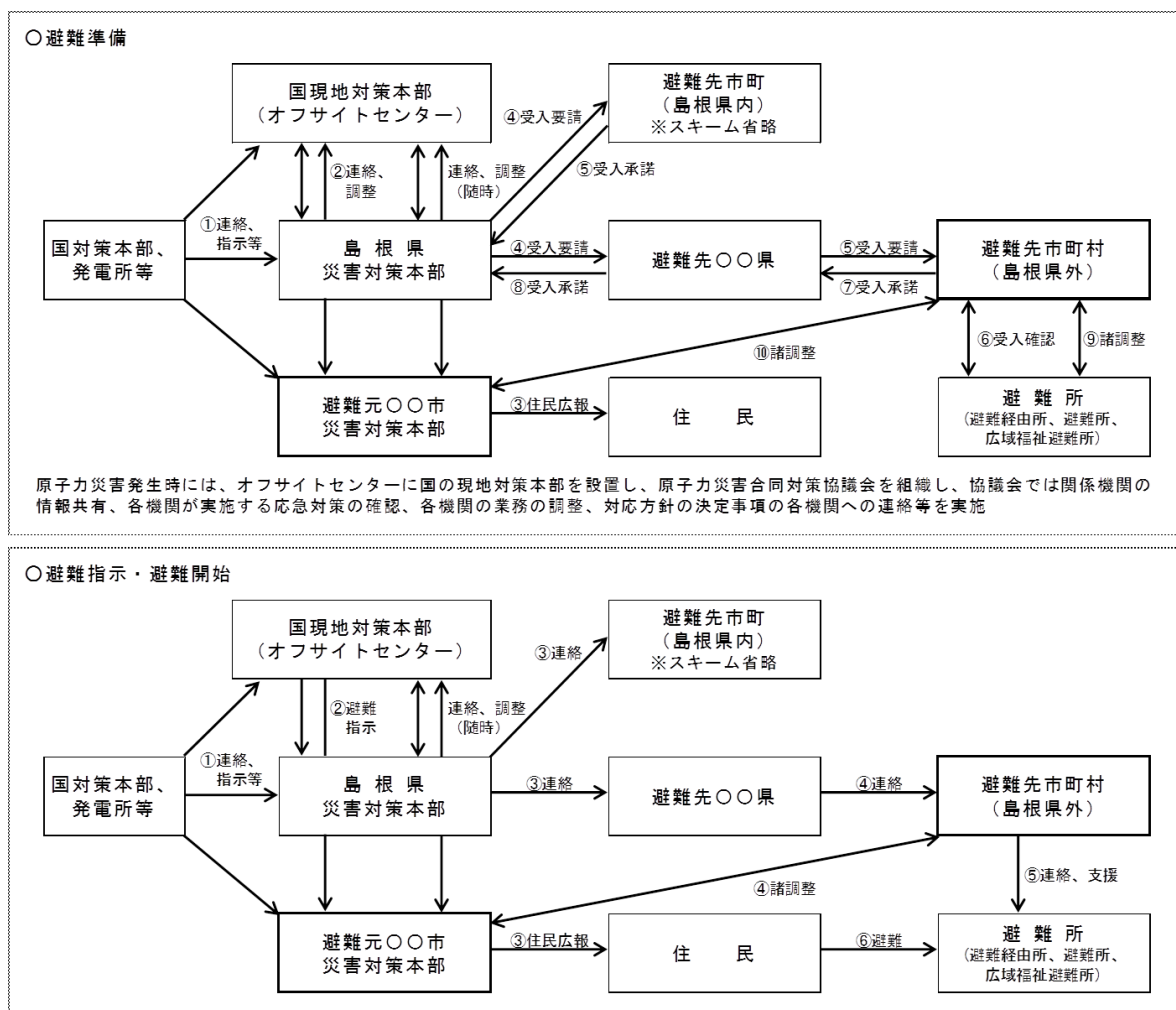
#### 1) 情報の提供と連絡体制の確立

- ① 発電所において事故・トラブル等が発生した場合、島根県が、事故、災害の状況、避難準備等に関する情報連絡を、逐次避難先県に行うこととしています。
- ② 避難先県及び避難先市町村は、上記①の情報を避難先県から避難先市町村へ遅滞なく連絡できる体制を整えておくものとします。
- ③ 避難先県及び避難先市町村は、事態の進展に応じて、島根県から提供する情報のほか、政府発表、マスコミ報道等も活用して、現状把握に努め、内部での情報共有を図る体制をあらかじめ整えておくものとします。

#### 2) 避難元と避難先との連絡体制

- ① 広域避難に係る情報連絡の流れについては、図-1のとおりとします。
- ② 避難先県と避難先市町村は、連携を図り、日頃から情報交換や訓練を通じて、島根県及び避難元市との円滑な連絡調整を行うことができる連絡体制をあらかじめ構築しておくものとします。

図-1 広域避難に係る情報連絡の流れ



### 3) 関係者間の情報共有及び支援体制

- ① 避難先県は、情報の収集、避難準備、避難指示発令、避難受入れなどの段階に応じて、警察、交通事業者等関係機関との情報共有を図るものとします。
- ② 避難先市町村は、情報の収集、避難準備、避難指示発令、避難受入れなどの段階に応じて、避難経由所、避難所（候補施設）、広域福祉避難所（候補施設）など広域避難受入れ関係者との情報共有を図るものとします。

## (2) 避難者受入体制の整備

### 1) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所

避難先市町村の目的地であり、開設済の避難所又は広域福祉避難所への誘導を行う避難経由所、避難所（候補施設）及び一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所である広域福祉避難所（候補施設）については、避難先県、避難先市町村、島根県及び避難元市間で調整の上、「島根県広域避難計画」において示しています。

なお、避難経由所を開設するメリットについては、以下のとおりです。

- ① 避難経由所において、避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、避難先市町村の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘が無い避難住民にとって目的地が分かりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。等

### 2) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の開設・運営のための体制の確保

避難先市町村は、島根県から避難受入要請（避難先県経由）を受けた場合に避難経由所、避難所及び広域福祉避難所を開設・運営する体制等をあらかじめ整えておくものとします。

### 3) 基礎的情報の提供

避難先市町村は、避難元市の基礎的情報（例えば、幼稚園の園児数、学校の児童・生徒数、社会福祉施設の入所者数、人口及び避難行動要支援者数、避難ルート等）について、島根県から避難先県を通じて毎年度1回提供を受けて、把握しておくこととします。

また、避難先市町村は、避難経由所、避難所（候補施設）、広域福祉避難所（候補施設）の廃止や新たな選定等の情報を、避難先県を通じて毎年度1回島根県へ提供し、該当の避難元市は島根県から提供を受け、避難経由所等の情報を把握しておくこととします。

### 4) 食糧及び生活必需品、避難経由所からの移動手段等の確保・供給のための体制の整備

避難所への食糧や毛布等避難物資については、島根県及び避難元市が、国や関係事業者、避難先市町村等に要請し、迅速に確保することとしています。

避難先市町村は、避難開始直後など島根県及び避難元市の体制が整わない段階において、島根県から要請等（避難先県経由）を受けた場合は、可能な範囲で、食糧、毛布等の物資を供給することとします。

また、避難経由所と避難所・広域福祉避難所との間の移動手段等について、避難の状況に応じて確保することとします。

#### 5) 避難退域時検査及び簡易除染

放射性物質の放出後の避難に係る避難退域時検査及び簡易除染については、島根県が、「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」に基づき実施します。

また、島根県及び避難元市は、避難退域時検査を受けて避難先へ向かうことを広報や原子力防災訓練等を通じて住民に周知します。

#### 6) ボランティアとの連携

避難所の運営等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいため、避難先市町村において窓口を明確に定め、ボランティアを受け入れる仕組み及び体制を整備することとします。

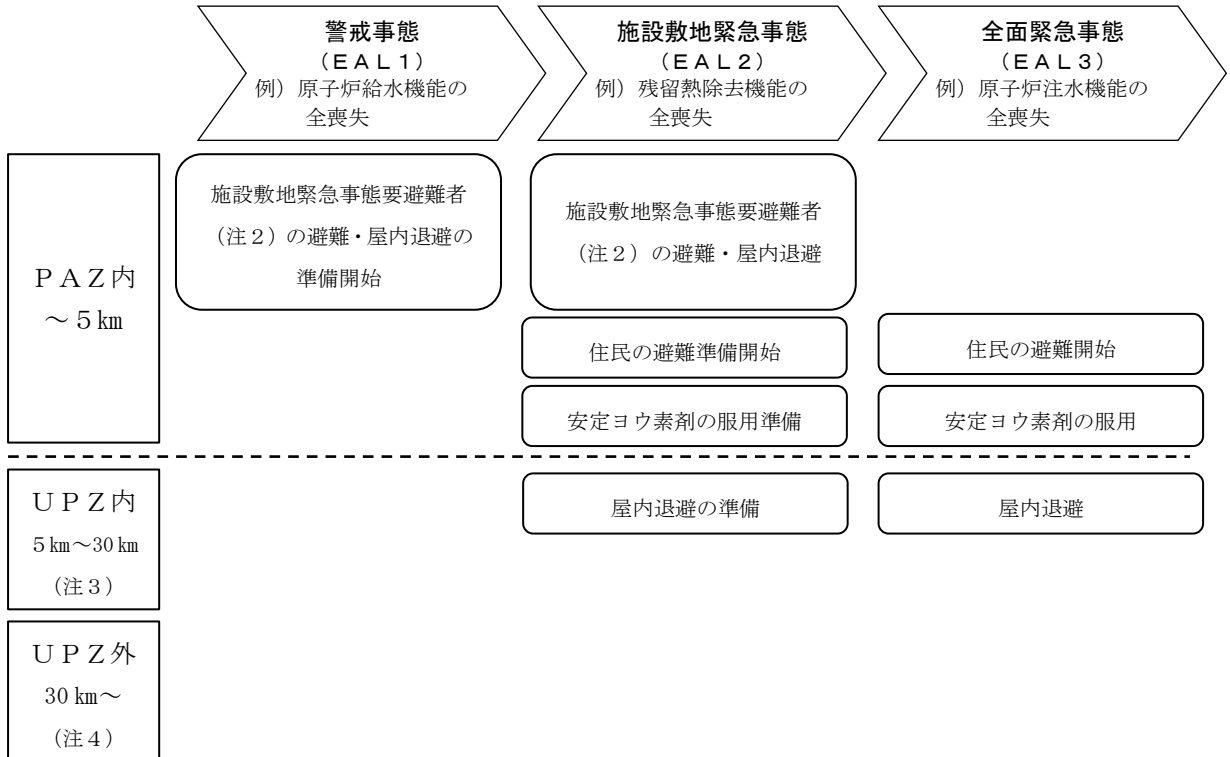


### 3. 原子力災害時等の対応

#### (1) 原子力災害対策指針が定める原子力災害時等の防護措置

##### 1) 原子力災害対策指針に基づくEALの考え方（注1）

緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしています。具体的には、原子力発電所の状況に応じて、緊急事態を3つに区分しています。



(注1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(注2) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

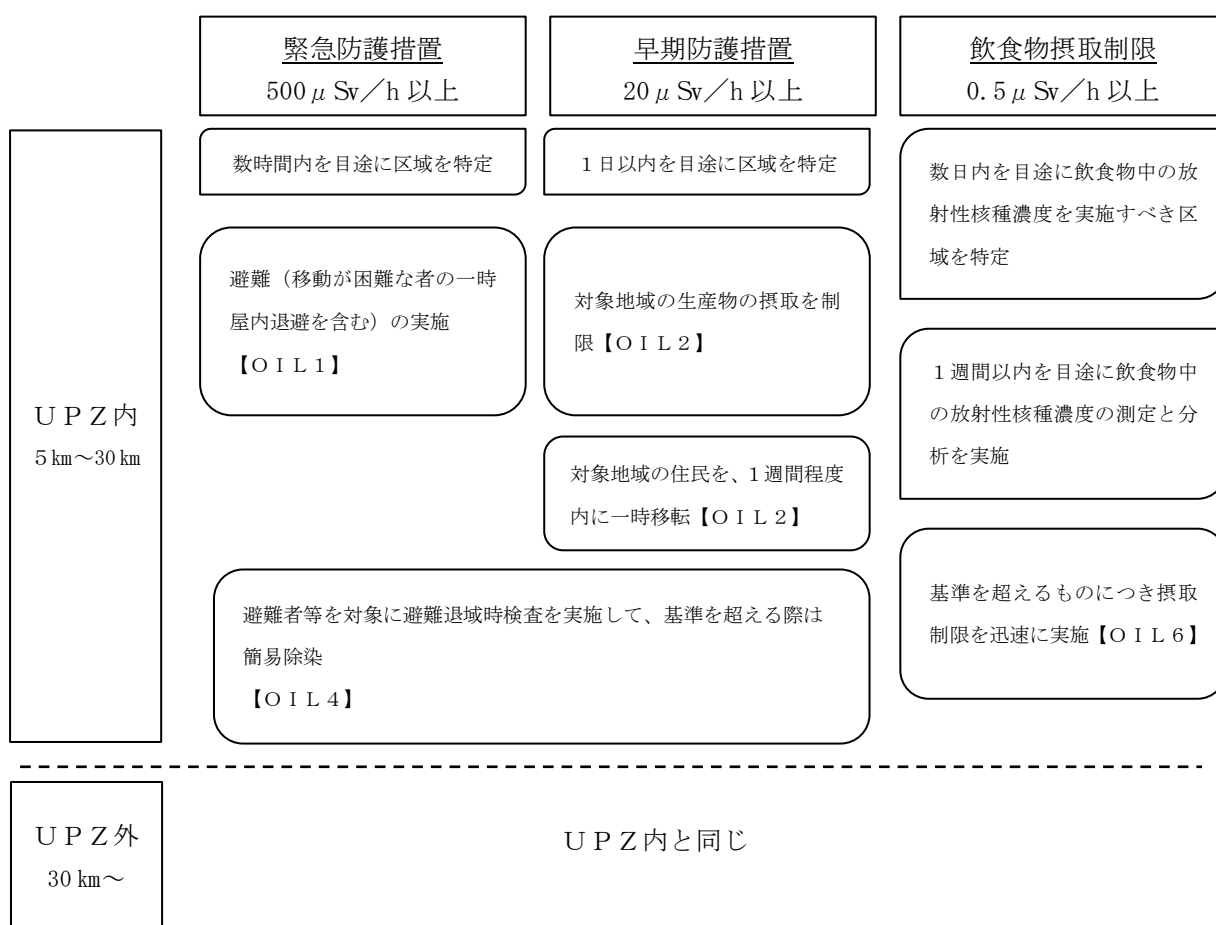
(注3) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合もある。

(注4) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

## 2) 原子力災害対策指針に基づくUPZの防護措置の考え方 (OIL※)

放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、原子力災害対策指針に則って緊急時モニタリングの結果に基づき、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に避難等の緊急防護措置を講じることとしています(OIL1)。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内の一時移転や地域生産物の摂取制限等の早期防護措置を講じることとしています(OIL2)。

また、避難や一時移転等が必要ない空間放射線量率が計測された地域においても、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施し、基準を超えるものにつき摂取制限を実施します(OIL6)。



※OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

## (2) 情報の収集・連絡、緊急連絡

### 1) 情報の収集

避難先県及び避難先市町村における、発電所の事故・トラブル、災害状況等に関する情報の収集等は、2.(1)「1)情報の提供と連絡体制の確立」に定める体制及び方法により対応します。

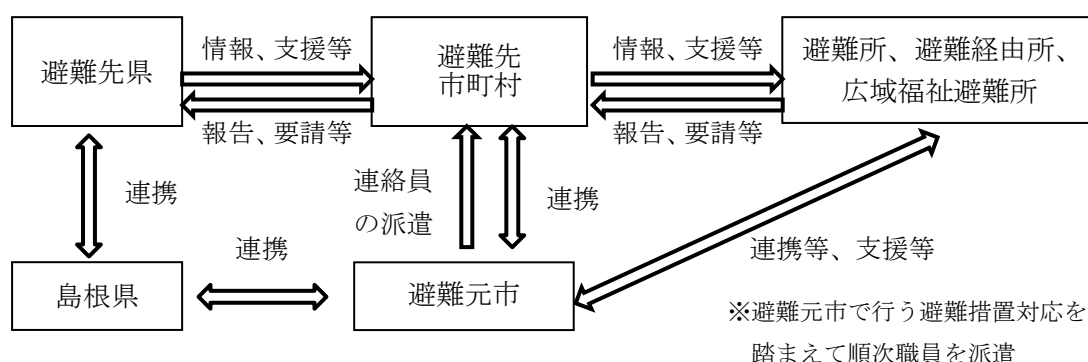
### 2) 避難元と避難先との連絡調整

避難先市町村は、避難先県と連携を図るとともに、避難元市からの連絡員の派遣を受け、2.(1)「2)避難元と避難先との連絡体制」に定める体制及び方法により、円滑な連絡調整を行います。

### 3) 関係者間の情報共有及び支援

避難先市町村は、情報の収集、避難準備、避難指示発令、避難受入などの段階に応じて、関係者間の情報共有、避難者の受入れ・支援や避難先県への支援要請等を行います。

支援要請を受けた避難先県は、島根県と連携し、避難先市町村の支援等を行います。



## (3) 避難者受入活動

### 1) 避難の方法

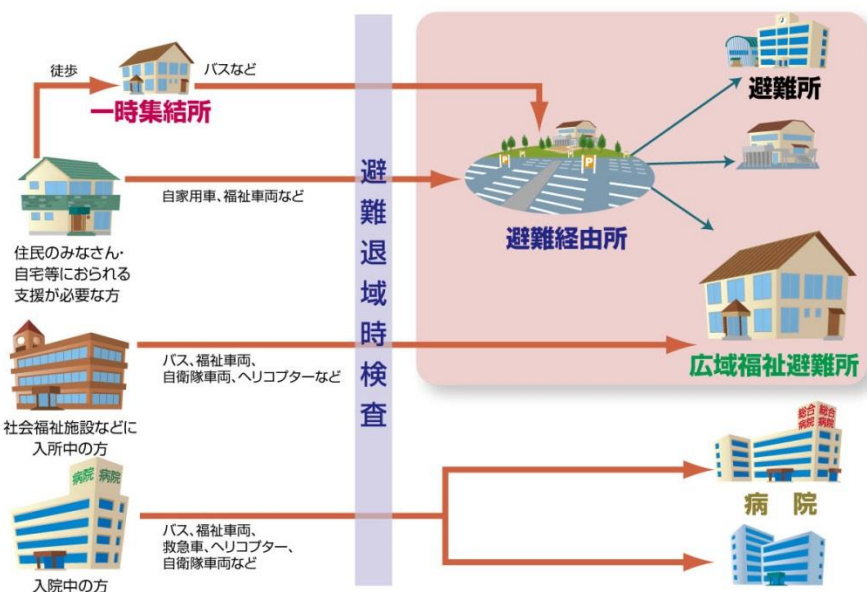
自家用車で避難する場合、渋滞を緩和させるため乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経由所へ向かいます。

自家用車避難が困難な住民等は、島根県が国、関係機関の協力を得て確保するバス等の公共的手段による避難を実施することとしています。

また、避難元市は地区ごとにあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定しており、「島根県広域避難計画」に示しています。

広域避難のイメージは、図 - 2 に示します。

図ー２ 広域避難のイメージ



注) 避難経由所及び広域福祉避難経由所を優先して開設します。

避難所は、受入スペースの状況を踏まえ、順次開設します。

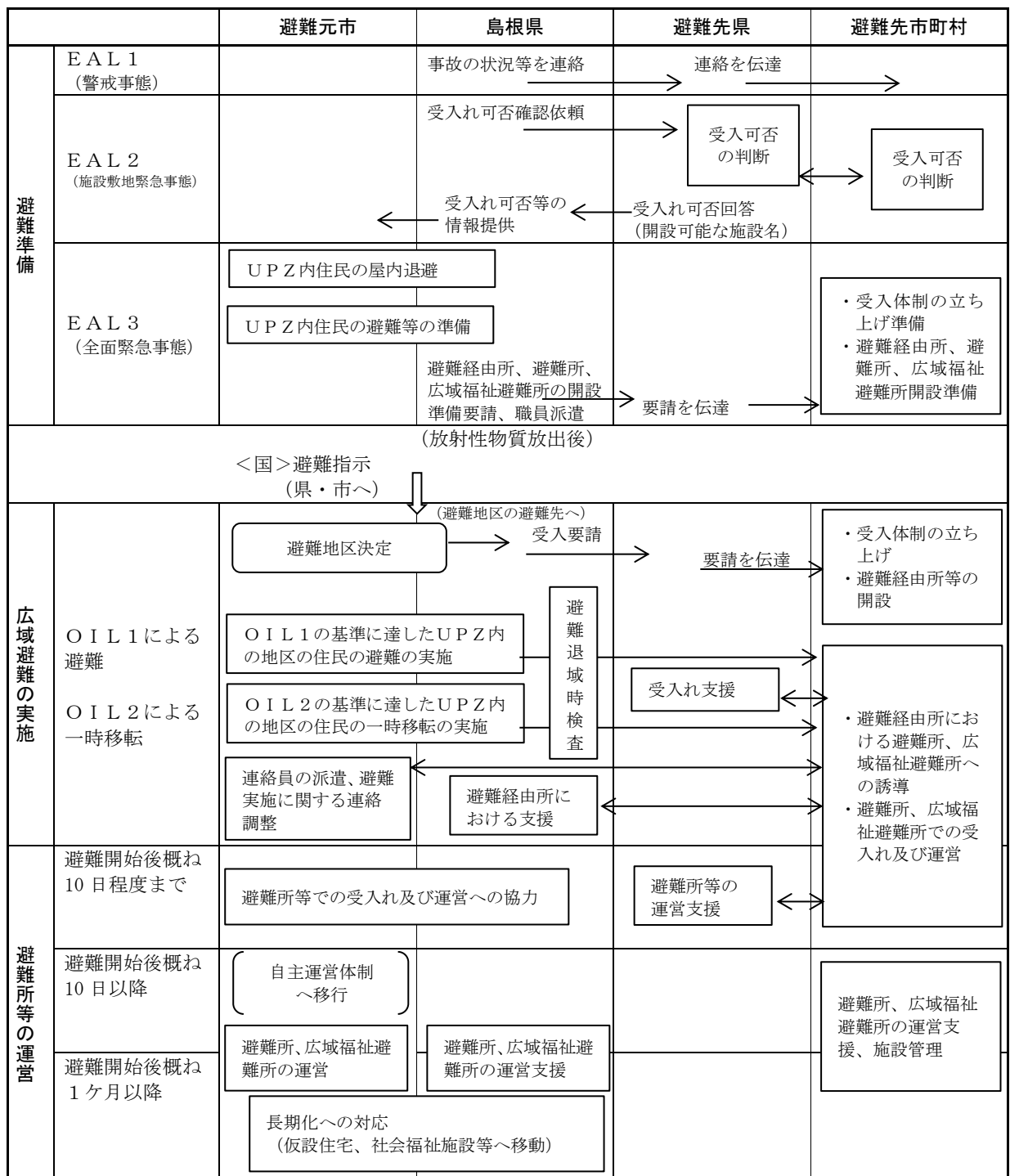
## 2) 避難者受入手順

- ① 島根県は、避難先県を通じて避難先市町村に対して受入れ可否の確認依頼を行います。(EAL 2段階を想定)
- ② 依頼を受けた避難先市町村は避難所等の開設に係る人員等にも留意しつつ、避難経由所や、開設可能な避難所及び広域福祉避難所の確認を行った上で、避難先県へ受入れの可否を報告します。
- ③ ②の報告結果をもとに、避難先県から受入れの可否を島根県へ回答します。この際、避難先市町村が開設可能とした避難所等の施設名称等についても島根県に連絡するものとします。
- ④ ③を受け、島根県は避難元市とも調整の上、避難先県を通じて避難先市町村に対して避難所等の設営準備の要請を行うとともに、職員を派遣します。(EAL 3段階を想定)
- ⑤ 要請を受けた避難先市町村は、受入体制の立ち上げや避難所の設営準備等を行います。
- ⑥ 緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で示された基準により、避難対象となる区域を特定し、国から避難等の指示が行われると、島根県はこの指示対象区域の避難先市町村に避難先県を通じて避難者の受入要請を行います。(OIL 1、OIL 2)
- ⑦ 避難先市町村は受入要請を受け、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所を開設し、受入体制を整えます。物資や人員等が不足する場合は、避難先県へ支援を要請します。
- ⑧ 避難対象となった区域の住民等は、避難元市の指示に従い避難先市町村への避難を開始し、避難先市町村は受入を行います。この際、避難元市から避難先市町村に連絡員を派遣し、避難先市町村と避難元市の間で、避難に関する諸調整(避難バスの台数・出発

時刻等把握できる避難状況、避難先の準備状況等)を行うものとします。また、島根県は実施計画に基づき避難退域時検査を実施するとともに、避難先市町村支援、避難者支援等のため避難経由所へ職員を配置し、検査済証を持たずに避難経由所等へ来た避難者への対応も当該派遣職員が行います。

- ⑨ 発電所の状況が安定し、避難等の指示がされずに国から屋内退避の指示が解除された避難元市は一時移転等の防護措置が不要となるので、受入準備をしていた避難先市町村は、島根県からの連絡(避難先県経由)を踏まえ、準備を解除します。

図-3 避難受入れのフロー図



### 3) 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の管理・運営主体

- ① 避難開始当初は、島根県及び避難元市は住民避難の送り出しに全力をあげなければならないため、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の開設・管理、避難住民の誘導など受入業務については、避難先県及び避難先市町村が主体的に対応することとしています。
- ② 避難先市町村は、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所を開設し、避難所施設の管理を行うとともに、初動段階においては避難元市に代わって、これらの運営を行うこととします。
- ③ 避難元市は住民避難の送り出しが落ち着いてきた段階から、避難先市町村へ職員を順次派遣し、避難先市町村指示のもと、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の対応を行います。
- ④ 避難開始後概ね1週間から10日後を目途に、避難住民、避難元市、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行することとし、避難元市は臨時出張所等現地支援拠点を設け、避難所及び広域福祉避難所との連絡・調整、支援を行います。

### 4) 避難経由所の運営

- ① 避難経由所に到着した避難者に対して、開設済の避難所を案内します。「避難経由所から避難所への誘導イメージ(例)」を参照。  
避難所までの地図を用意し必要な避難者や避難車両の運転手に渡すとともに、避難車両、シャトルバス、歩行者を迅速かつ安全に誘導できるよう、適切に誘導員を配置します。また、避難退域時検査を受けているか確認します。
- ② 避難所に十分な駐車スペースが無く徒歩移動が困難な場合、避難経由所と避難所、広域福祉避難所との間を運行するシャトルバスを確保します。
- ③ 避難行動要支援者や介護等が必要な者については、避難時及び避難所滞在時に特段の配慮が必要であることから、一般の避難所より比較的生活環境が整った広域福祉避難所を案内します。また、体調不良者については、必要な移動手段を確保した上で、病院の紹介などを行います。
- ④ 誘導中、避難経由所の駐車スペースが不足すると想定された場合、避難経由所の要員は早めに避難先市町村に代替の駐車スペースを確保するよう要請し、避難先市町村は追加の駐車スペース確保に努めます。
- ⑤ 避難経由所は避難所と同じく終日開設し、避難開始後日数の経過に伴い減少する避難者数に合わせて体制を順次縮小し、避難が完了する1週間程度で閉鎖します(避難車両の駐車場として継続利用することはあります)。縮小や閉鎖については、避難の状況を踏まえた島根県から避難先県を通じた連絡によります。

## 避難経路所から避難所への誘導イメージ（例）

### 1. 避難所が徒歩圏内の場合

避難経路所の要員によって位置図等を渡すなど現在地と避難所を説明。避難者は徒歩で運べる荷物を持って避難所へ移動する。避難者のその他荷物の自家用車による運搬は、避難車両の出入りが落ち着いた後とする。



### 2. 避難所が徒歩圏外の場合（バス移動）

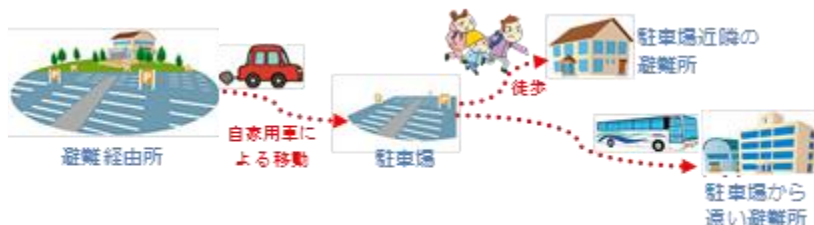
避難経路所内もしくは車中にて待機させる。順番に最小限の荷物を持ってバスに乗車させる。避難者のその他荷物の自家用車による運搬は避難車両の出入りが落ち着いた後とする。



### 3. 避難所が徒歩圏外の場合（自家用車移動）

避難経路所の要員により当該避難所の駐車スペースの場所を説明。（避難所の駐車スペースの場所には、避難経路所と同様に誘導員が必要。）

避難所の駐車スペースから避難所まで徒歩移動する場合は上記1. と同様とし、バス移動する場合は上記2. と同様とする。



## 5) 避難所の運営

- ① 避難所の開設については、避難者の受入スペースの状況を踏まえて順次開設し、避難先市町村の職員の効果的配置を図ります。
- ② 避難者は長距離移動で疲労していると思われるので、受入れ手続をできるだけ円滑に行うよう配慮します。
- ③ 避難所における避難者への各種サービスの提供及び避難者の状況把握のために避難者に対し、「避難者名簿」への登録を求めます。
- ④ 避難者に避難スペースを割り当て、誘導します。体調不良者がいる場合は、病院の紹介などを行います。
- ⑤ 将来の医療措置や損害補償の参考資料となる「被災地住民登録票」を世帯人数分配付し、避難者毎に必要な事項を記載し、世帯の代表者に保管してもらいます。
- ⑥ 避難者の登録状況等の結果から、避難先市町村に対し、必要な食糧・飲料水等物資や運営にあたり不足する人員等を報告します。

- ⑦ 順次開設する避難所の準備や誘導する避難所の変更などを適切に行うため、避難所の受入状況について、避難先市町村に逐次報告します。
- ⑧ 避難所の運営については、避難開始後1週間から10日後を目途に、避難者が「避難所運営委員会」を立ち上げ、自主的に運営することとします。

## 6) 広域福祉避難所の運営

広域福祉避難所の運営は、基本的に避難所の運営と同じ対応を行います。以下の事項に留意することとします。

- ① 広域福祉避難所は在宅の避難行動要支援者や社会福祉施設入所者等を受け入れる施設であり、必要物資に特殊品があるため、その把握、調達、支給等に留意します。
- ② 社会福祉施設の管理者は、島根県及び避難元市と連携し避難計画を作成しており、その計画に基づき、入所者の受入体制を整備するため施設職員による先発隊を広域福祉避難所に派遣するとともに、必要な物資は可能な限り持ち込むようにします。
- ③ 広域福祉避難所に入所した避難者に対し、きめ細やかな対応を行うため、避難元市は、地区ごとにまとめられた避難行動要支援者名簿及び個別計画(提供できる準備が整っている場合)を避難先市町村に提供することとします。
- ④ ヘリコプターで搬送される避難行動要支援者や社会福祉施設入所者等がいる場合は、避難先市町村においてヘリポートの準備やヘリポートから広域福祉避難所への移送についての体制を整えます。
- ⑤ 一般の避難所と異なり「避難所運営委員会」は設置せず、避難者の登録等の手続きも含め避難者のケアを在宅の避難行動要支援者については家族等の支援者が、社会福祉施設入所者については施設職員があたることとしています。
- ⑥ 重度の避難行動要支援者等については、1ヶ月を目処に、国、島根県、避難元市及び避難元社会福祉施設が連携をとりながら社会福祉施設等への入所を図ることとしています。

## 7) 食糧及び生活必需品等の確保・供給

避難所等への食糧や毛布等避難物資については、島根県及び避難元市が、国や関係事業者、避難先市町村等に要請し、迅速に確保します。

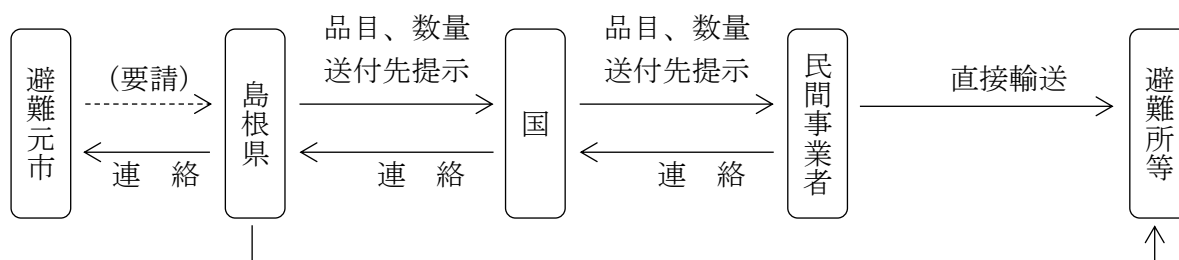
避難開始直後など島根県及び避難元市の体制が整わない段階において、食糧や物資等の提供について要請(避難先県経由)を受けた場合、避難先市町村が可能な範囲で供給します。

なお、避難先市町村のみで対応できない場合は、避難先県に支援を要請し、必要な支援を受け、避難者に食糧及び生活必需品等を供給します。

この場合において、避難先県は、避難状況を踏まえつつ、避難先県内他地域からの応援を検討します。また、避難先県内のみでの対応が困難と認められる場合にあっては、避難先県が島根県と対応を協議します。



図 食料、物資等の確保に関するスキーム（想定）



#### 8) 避難所等の運営に関する業務の委託

避難所等の運営に関する業務の中で、民間企業・団体、NPO等への委託可能な業務があれば、業務委託を活用します。

#### 9) 相談窓口の設置

避難者の様々な意見、相談等について、適切に対応できるように相談窓口を避難先市町村が設置し、避難元市の体制が整い次第、避難先市町村から相談窓口を引き継ぎます。

また、放射線の影響に関する健康管理の相談は、量子科学技術研究開発機構及び日本原子力研究開発機構の協力と国の支援を受け、島根県及び避難元市が連携して対応します。

#### (4) 費用負担

広域避難に係る費用負担については、最終的に避難先県及び避難先市町村の負担とならないことを原則とし、避難者の受入れに要した経費は、島根県が負担します。

#### 4. 避難所の運営・管理及び撤収

具体的な避難所の運営・管理及び撤収については、「島根原子力発電所における原子力災害に係る避難経由所・避難所運営マニュアル（ひな形）」等を参考にして対応するものとします。

なお、「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」（内閣府）において避難先市町村は「避難所運営の手引（マニュアル）」を作成することとされていますが、このひな形をご活用ください。

【参考】用語解説

<p>原子力災害対策重点区域</p>	<p>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域として、国の原子力災害対策指針を踏まえ、島根県地域防災計画において定められた区域。原子力施設からの距離に応じてPAZとUPZがある。本要領では、以下「重点区域」という。</p>
<p>PAZ (Precautionary Action Zone)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設から概ね5km圏</li> <li>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域</li> </ul>
<p>UPZ (Urgent Protective action planning Zone)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設から概ね30km圏</li> <li>確率的影響（放射線を受ける量が多くなるほど現れる確率が高くなるとみなされる影響）のリスクを最小限に抑えるため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域</li> </ul>
<p>(EAL ; Emergency Action Level) 緊急時活動レベル</p>	<p>国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の3つの区分に設定される。</p>
<p>警戒事態 (EAL1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</li> </ul>
<p>施設敷地緊急事態 (EAL2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階</li> </ul>
<p>全面緊急事態 (EAL3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</li> </ul>
<p>(OIL ; Operational Intervention Level) 運用上の介入レベル</p>	<p>国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。</p>
<p>OIL1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い空間放射線量率が計測された地点において、被ばくの影響をできる限り減らすため、住民等が数時間内に避難や屋内退避等するための基準</li> <li>設定値 500 <math>\mu</math> Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）</li> </ul>
<p>OIL2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OIL1と比較して低い空間放射線量率ではあるが、無用な被ばくを避けるために、食物の摂取制限を行い、1週間程度内に一時移転するための基準</li> <li>設定値 20 <math>\mu</math> Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）</li> </ul>
<p>OIL4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者が避難先へ向かう途中に受ける避難退域時検査における基準</li> <li>設定値 <math>\beta</math>線：40,000 cpm（皮膚から数cmでの検出器での計数率）</li> </ul>

O I L 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食物の摂取を制限する際の基準</li> <li>・ 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</li> </ul>
避難及び一時移転	避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの。
避難	・ 空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。
一時移転	・ 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。
外部被ばく	体外にある放射線源から放射線を受けること。
内部被ばく	放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。（災害対策基本法第8条第2項第15号）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
施設敷地緊急事態要避難者	避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。（UPZは該当無し）
屋内退避	屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。
安定ヨウ素剤の予防服用	避難等に併せて安定ヨウ素剤を予防的に服用することで放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を減らし、内部被ばくの低減を図るもの。
避難退域時検査及び簡易除染	避難退域時検査は、避難者等に放射性物質が基準値以上に付着しているかを確認する検査。簡易除染は、放射性物質が基準値以上に付着していた場合に、拭き取り、水洗、脱衣等検査場所において簡単に行うことのできる除染のこと。
シーピーエム (cpm)	放射線測定器の検出部分に1分間に通った放射線の数を表す単位。
ベクレル (Bq)	放射線を出す側に着目した、放射能の量を表す単位。
シーベルト (Sv)	人が受ける被ばく線量の単位で、放射線による人体影響に関係づけられる。

<引用資料>

- 原子力災害に備えた島根県からの避難者受入に係る県内市町における計画等策定指針（広島県）
- 松江市原子力災害広域避難計画（松江市）
- 広域避難所運営計画（鳥取県）
- 原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針（内閣府（原子力防災担当））